



平成 25 年 6 月 18 日

市会運営委員会
委員長 瀬之間 康浩 様

横浜市会議長 佐藤 祐文

諮 問

「横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会」において、費用弁償について協議が終了し、支給範囲等を変更することが決定されました。

つきましては、条例を改正する必要性が生じたため、次の事項について諮問いたします。

○諮問事項

「横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の改正について

【参考】「横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会」の決定事項

費用弁償の支給範囲等を次のとおり変更する。

- ①支給の範囲を現行条例による支給に加え、地方自治法に基づく会議等（本会議、委員会等）への出席及び市内に出張したとき（委員会視察等）についても対象とする。
- ②支給額は、実費相当額として
 - ・会議等へ出席したときは、市会棟を基準として各議員の居住区ごとに
神奈川県・西区・中区・南区・磯子区は、1,000 円
鶴見区・港南区・保土ヶ谷区・旭区・金沢区・港北区・栄区は、2,000 円
緑区・青葉区・都筑区・戸塚区・泉区・瀬谷区は、3,000 円を支給する。
 - ・市内に出張したときは、市会棟を集合場所とすることから、会議等へ出席した場合と同様に市会棟を基準として各議員の居住区ごとの実費相当額の支給に加え、市内出張に係る旅費を支給する。